

議案第51号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

勤勉手当の規定を国と同様にするため、富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。